

相続手続きが終わっても、しばらく気にしたいこと

相続が発生すると、10ヶ月という短い期間の中で遺産の分割や評価、納税を一気に済ませなければなりません。全ての手続きが済むと、たいい場合は、もう“今回の相続は終わったこと”と安堵してしまいますよね。今月号は、**相続が発生した後（又は相続税の申告期限後）〇年以内に使える規定**というキーワードに焦点をあてて4つのテーマでお話させていただきます。

1. 相続で引き継いだ財産を譲渡した場合

通常、資産を譲渡したときには、その譲渡所得（譲渡益）について所得税が課されます。譲渡所得の計算は、次のとおりです。

譲渡所得 = 収入金額 - (取得費 + 譲渡費用)

もし譲渡した資産が、相続により引き継いだものである場合には、**相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに譲渡しているときには、納付した相続税額の内、その引き継いだ資産の評価額に対応する税額を取得費に加算**することができます。イメージとしては、納付した相続税を経費のように差し引いて、譲渡益を圧縮することができるので、引き継いだ不動産や株式などをゆくゆくは手放してしまおうと考えている方は、申告期限から3年という期間をひとつの目安としても良いかもしれません。

2. 被相続人の住んでいた空き家を譲渡した場合

被相続人の住んでいた家屋が空き家となり、それを相続した者が、**相続の開始があった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡した場合**には、一定の要件のもと、その譲渡所得から**3,000万円を控除**することができます。当然ながら、この規定の対象となる“居住用財産（空き家）”に該当するかどうかなど、特例の適用要件は多くあります。しかし、実家を継ぐという考え方が希薄になりつつある昨今において、親亡き後空き家になる家を抱える子どもにとっては、その処分にあたり背中をポンと押してくれる特例となっているので、適用要件を確認の上ぜひ活用して頂きたいと思います。（ちなみに、先述した1.と併用することはできません。）

3. 10年以内に次の相続が発生した場合

例えば、祖父の相続と父の相続が立て続けに発生してしまい、祖父から父、そして父から子へと財産が下に引き継がれる場合を想像してください。このように、一度目の相続で財産を取得し相続税を納付した相続人（父）が、その**相続から10年以内に亡くなってしまったときには、二度目の相続においては、被相続人（父）が一度目に納付していた相続税のうち一定の金額を、その相続人（子）が納付する相続税から控除**できる規定があります。

この規定を相次相続控除といいます。これは直系尊属間の相続に限らず、例えば、二度目の相続で子がないため、被相続人の兄弟が相続人となる場合などにおいても適用があります。もし、自分が該当するのではと気になった方は、積極的に顧問税理士に確認してみましょう。

4. 相続税を納め過ぎていた場合

「更正の請求」という手続きがあります。既に提出した申告書について、財産の評価額が過大であった等の理由で、税額を納め過ぎている場合には、その**法定申告期限から5年以内**であれば、**納め過ぎた税金を還付**してもらうように税務署へ請求できる手続きです。

医者にも内科や外科などの専門分野があるように、税理士にも相続を専門に扱う税理士がいます。よく『相続税の申告書は、10人が作れば10通りの申告書ができる』と言われますが、財産の評価は難しく、十分に評価方法を理解しないと高めの評価額を算出してしまうことが有り得ます。そんな時には、一度提出した申告書を見直し、より適正な納税額で再提出をすることができます。

まとめ

今回は、相続手続きが終わった後でも、その相続に関連して適用し得る4つの規定をご紹介致しました。これらは、もし仮に皆様が顧問税理士を変えた時など、変更先の税理士が過去の相続について知らない場合は、適用が漏れてしまう恐れもあります。何か気になる事があれば、朝日税理士法人へご相談ください。（文責：菊永奈津姫）

